

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、関係機関及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待防止について

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待に関する責任者	管理者 田野上 里美
-----------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います。
- (4) 職員に対して、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ報告します。

13. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0977-24-0001
	面接場所 別府中央病院 在宅支援部
	受付時間 事業所営業日及び営業時間に同じ

- (2) サービス提供に関する苦情と相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

相談受付機関	別府市障害福祉課	0977-21-1413
	大分県福祉サービス運営適正委員会	097-558-0301

14. 個人情報の提供に係る同意書

契約者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内使用することもあります。

- (1) 医療上、緊急の必要がある場合、医療機関等に個人に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族等の情報を提供すること。
- (2) 支援計画作成並びに見直し等を行うサービス担当者会議等において、個人に関する心身状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族等の情報を提供すること。
- (3) その他サービスの質の向上を目的とした会議等のために、個人及び家族等の情報を用いること。

<個人情報の提供に係る事業所の遵守事項>

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、提供にあたっては、関係者以外に情報が